

民間PHRサービスのユースケース

1. 個人が健康増進・管理目的で利用する場合

(1) 健康情報の記録・管理・閲覧に利用する場合

- ・ 例えば、携帯電話に初期装備されているヘルスケアアプリでも、歩数、歩行距離等が自動計測され、体組成・バイタル・運動・睡眠データを手入力したものが時系列で表示される。また、ウェアラブルデバイスや体組成計等で測ったデータが Bluetooth 等によりアプリに記録されるものもある。アプリ利用料は無料のものが多い。
- ・ 自分のデータを閲覧はできるが打ち出したリダウンロードできる仕様になっておらず、アプリ乗換え時に移管できないアプリも多い。

アプリを乗り換えたら…？
PHR 事業者が倒産したら…？

別事業者へのデータ移管にはシステム開発が必要。セキュリティの心配もある…

自社の工夫(リマインドや効果の見せ方等)が他社に見えてしまう…

【相互運用性】

データ項目や交換形式が違つと、他事業者にデータ移管できない…

- ・ アプリ利用契約終了後の個人情報の取扱いは、特段定めていない(保存し続ける)場合や、数ヶ月後に廃棄する場合、匿名化したデータは保存するが個人情報としては廃棄する場合などがある。なお、2のように保険者等から事業を受託している場合は、保険者等からの契約に基づいて対応されている。
- ・ PHR について、個人情報の取扱いやセキュリティ面のガイドライン等はない。Pマークの取得やISMS認証を受けている事業者が多いが、各事業者において、取り扱う情報が漏れた場合の社会的影響を考慮して必要なセキュリティを構築していると考えられる。

自分が記録した健康データ(体重？
血圧？)が漏れないか…？

自社で扱っているのは食事データ
だが、何か認証を取らないといけ
ないくなるのか…？

【セキュリティ】

- ・ 異なるアプリ間で、事業者が API 連携し、自動的に一定のデータが双方のアプリに表示されるものもある。また、ハブとなるアプリが、利用者が選択したアプリと API 連携しているものもある。

他のアプリにも自動で表示されるのは便利だけど、知らない間にデータ流れていないだろうか…？

API 連携する相手のセキュリティは
大丈夫だろうか…？

【個人情報の取扱い
(適切な説明と同意取得)】

【セキュリティ】

- ・ 特定健診や各種健診等のデータについて、保険者・自治体における長期保存について検討されているが、マイナポータルを介して個人の民間 PHR に健診等データを入れようとする場合、API連携する上で何が求められるか、検討する必要がある。

健診データを自分の PC に保存できるとしても、どこかでなくしたり消えたりしないか不安・・・

過去の健診データは、自社アプリの健康データと比較に有用・・・

API連携するために、どのような技術的対応やセキュリティ水準が求められるのか・・・？

【セキュリティ】

- ・ アプリ利用の際、トラブルへの対応、契約条件の変更等に対応するための相談窓口や、事業者の管理体制等について、特に定めはない。

事業者の管理体制や相談窓口が見えない・・・

相談窓口が1ヶ所しかない／国内にない・・・

【個人情報の取扱い
(事業者の体制等)】

(2) 加えて、アプリからリコメンド通知を出す場合

- ・ 測定された心拍数、歩数、消費カロリーの変化をスコアやカラー表示など、見やすく表示する機能を持たせたものもある。
- ・ 本人が食事の写真を撮影するとアプリ上で栄養値の表示やスコア化するとともに、不足している栄養を摂るようなリコメンド通知や、それに対応したメニューを提示するものがある。さらに、スーパー等と提携し、リコメンドに対応した商品をいくつか提案するようなアプリもある。
- ・ アプリ利用料は無料のものも多いが、個人に定額課金するものもある(月数百円、複数のメニューがある場合もある)。継続的に利用してもらうために、各事業者は、利用者にとって「メリットが実感できる」「思わず使い続けたいくなる」ような工夫をしている。個人向けサービスと合わせて、2. の保険者向けサービスも行っている事業者が多い。
- ・ リコメンドの安全性・有効性について、医師、管理栄養士がアプリ開発に参画したり、監修を行っていることが多い。また、2. の保険者向けサービスとして一定の実績がある事業者も多い。なお、生活習慣改善アプリでは、肥満解消／筋肉をつける／糖尿病予防等のタイプ別・目的別にリコメンドのプログラムを構築しているものもある。
- ・ 生活習慣改善について、保健指導においてどのようなリコメンド表示とすべきか参考となる、国の標準的プログラムが示されている。(2(2)参照)

リコメンド通知された運動や食事が本当に効くのか？却って持病が悪化したりしないか・・・？

「〇〇病になる確率が高い」「これをやれば必ず改善する」と表示されると気になる・・・？

リコメンド内容は、本人の継続意欲を高める上で重要。あまり制約されると使われなくなってしまう・・・

保険者向け事業もやっているのだから、リコメンドは国のプログラムに合わせたい・・・

【安全性・有効性】

- ・ 活動量、血糖などデータの測定方法、表示単位等について、事業者の創意工夫に委ねられており、標準化はされていない。また、使用するデバイスに“クセ”があるが、どのデバイスを使用しているか表示していないものもある。

かかりつけ医から、データの取り方、表示が特殊で、参考にしにくいと言われた…

活動量の取り方は自分達の方法がいいと思うが、標準に従わないといけないのか…？

【安全性・有効性】

【相互運用性】

2. 保険者が保健指導の一環として被保険者にアプリの利用を促す場合

※ 自治体による保健指導や企業の健康経営・福利厚生(ex.健康・睡眠改善、禁煙等)、企業の他サービスとの組合せ(ex.健康増進型保険、フィットネスクラブ)として、住民等にアプリ利用を促す場合もこれに近い。

(1) 保険者が民間事業者と契約し、被保険者にアプリを利用させる場合

- ・ 健保組合などの保険者が、保健指導実施事業者と契約し、アプリ利用を希望する被保険者や、保険者がリストアップした被保険者に対して、アプリ利用を促す。利用者の費用負担はなく、アプリ利用料は保険者が事業者に対して支払う。
- ・ 自治体がアプリ事業者と提携して住民向けアプリをカスタマイズし、希望する住民に利用してもらう。自治体健診データを住民が閲覧できるようにする例が多い。アプリ利用料は自治体が事業者に対して支払う。健康管理全般を目的にするもの、電子母子保健手帳や健診・予防接種データ共有など母子への健康支援を目的とするもの、介護予防を目的とするものなど目的は様々。

→ この場合、1(2)と論点は同様。

→ プランによっては、アプリの利用に加えて、保健師・栄養士に相談できるようにしているものもあり、その場合は(2)と論点は同様。

- ・ アプリ利用に当たって、保険者や自治体が特定健診等のデータの入力・読み込みも民間事業者に委託し、アプリ上で閲覧できるようにしている例がある。また、薬局において、電子お薬手帳アプリに薬歴データを読み込む等により、利用者が薬歴を閲覧できるようにしている例もある。

アプリに過去の健診データも入っているけど、漏洩しないだろうか…？

特定健診等データや薬歴も取り扱う場合、どのようなセキュリティ水準が求められるのか…？

【セキュリティ】

(2) 保険者が保健事業の実施について民間事業者に委託する場合

- ・ 健保組合などの保険者が、保健指導実施事業者と契約し、保健事業の全部又は一部を委託する。特に特定保健指導における積極的支援対象者に対して、医師・保健師等による面談・電話等での指導と平行して、アプリによる健康データの記録、それに対するリコmend機能を組み合わせて生活習慣改善につなげる場合がある。
- ・ 企業が従業員の健康経営・福利厚生として、禁煙支援や睡眠改善など、サービス事業者と契約し、アプリの利用＋専門職の指導・支援を提供する場合もある。

- ・ 保健指導においては、医師・保健師等による指導の上でアプリ利用を開始することになり、安全性は一定程度担保されると考えられる。

保険者として、どのアプリがどのくらい効果があるかが分からない・・・

有効性を評価する際、継続して使ってもらえるものか、という点も重要・・・

【安全性・有効性
(選択できる仕組み)】

- ・ 生活習慣改善に向けた保健指導については、「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省健康局)が策定されており、学会ガイドライン等を踏まえ、血圧、脂質異常、血糖、喫煙、尿蛋白等について、健診値に対応してどのように対応すべきかについての文例集が整理されている。また、特定保健指導を保険者から受託する事業者は、国の委託基準を満たした上で、届け出を行うこととされており、リコメンド機能の安全性・有効性についてルール化の上ではこれを踏まえる必要がある。

標準的プログラム等に記載がない健康改善について、どんなルールがあるのか・・・？

【安全性・有効性】

3. 医療機関が疾患管理・二次予防のために患者にアプリの利用を促す場合

- ・ 医師が、生活習慣病患者に対して、外来の合間の健康管理を目的としてアプリの利用を促す。健康データは外来で医師に提示するほか、患者が選択した医療機関につながられるものもある。アプリ利用料は医療機関が事業者に対して支払う。
- ・ EHRとPHRアプリが連携している場合など、一部の診療データや臨床検査データ、薬歴データを個人が閲覧できるようにしている場合もある。

かかりつけ医から、データの取り方、表示が特殊で参考にしにくいと言われ

医療機関内で閲覧されるデータであり、医療安全ガイドラインに準拠している・・・

【セキュリティ】

自分の病気や健康状態等のデータが漏れないか・・・？

臨床検査データや薬歴も取り扱う場合、どのようなセキュリティ水準が求められるのか・・・？

【相互運用性】

EHRと接続されているが、主治医以外にもデータを見られているのか・・・？

4. 1～3に加えて、保健医療情報の第三者提供も行う場合

- ・ 収集された健康データについて、研究機関等の研究開発への利活用(二次利用)を行うことも考えられる。現状では、分析データとしての提供や、匿名化した上での提供を想定している自治体・企業が多いと考えられる。また、市民への還元を条件として無償で研究機関に提供することとしている自治体がある。
- ・ 研究機関等への第三者提供を行うに当たり、利用目的や当該機関の管理体制などを審査するための審査委員会を設けている場合もある。

アプリDL時にまとめて「同意」してしまったが、自分のデータがどこでどう使われているのか分からない・・・

細かく「同意」を取ろうとすると、規約を読んでもらえない・・・？

【個人情報の取扱い
(適切な説明、同意取得)
(情報コントロール)】

過去に同意した利用(目的/提供先)について、後から撤回したい・・・